



★今号のTOPIC★ 相続シリーズ⑥ 遺言書作成のポイント



タスクニュースレターの相続シリーズ、今月は必ず「遺言書作成のポイント」です。遺言書の種類、作成方法は前号でご紹介致しました。では、遺言書には何を書く？どんなことを書いておけば間違いない？「相続」が「争族」にならないように今から備えましょう！

【遺言のできること】

- 例
1. 相続分の指定
法律で定められた割合とは別の割合で相続させる。
 2. 遺産分割の方法
例1 自宅は配偶者に、別荘は長男に相続させる。
例2 不動産は売却して売却代金を3人の相続人で均等に分ける。
 3. 遺贈・寄付
相続人以外の第三者に財産を遺す。
 4. 認知・廃除

【遺言のできないこと】

- 例
1. 結婚や離婚、養子縁組等身分関係に関する事。
例 私が死んだらA子と養子縁組して欲しい。
 2. 検体や臓器移植に関する事。
遺言としての法的効力はなし。
遺族が遺言者の意思を尊重して同意すれば実行されるが反対すれば無効となる。
 3. 公序良俗に反すること。
不倫関係を維持する為に愛人に全財産を遺贈する。



【これが大事です！】

遺言書を作成するにあたり、以下の条項を盛り込んでおくことをお勧めします！

1. 予備的遺言

遺言により遺産を相続を貰えるとされた人（相続人・受遺者）が被相続人より先に、もしくは同時に死亡した場合、その部分については遺言は効力を生じず、遺産分割の対象となります。その財産を取得するはずであった人の相続人が取得するわけではありません。そこで、こういった事態を避けるために以下のような条項を設定します。
「私の全財産は妻に相続させる。もし妻が私より先、あるいは同時に死亡した場合は、長男に相続させる。」
これを予備的遺言と言います。

2. 遺言執行者の指定

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法1012条）。とあるように、相続人全員の代理人として遺言内容のとおり不動産の名義を変更したり、預金口座を解約して相続人それぞれに分配したり、遺言内容を実現するための必要な手続きをする人です。遺言執行者がいなくても遺言の執行はできますが、迅速に手続を進める為には遺言執行者を指定しておくことをお勧めします。遺言執行者には誰でもなれますが、未成年と破産者はなれません。受遺者（財産をもらう人）がなることも可能ですし、弁護士や司法書士といった専門家になることも多いです。

3. 付言事項の活用

付言事項とは、今回、なぜこのような内容の遺言を遺したのか、どういう思いでこの遺言書を書いたのかといった思いやメッセージを家族やお世話になった人へ伝えるためのものです。例えば「長男に財産を多く遺したのは会社を継いで経営を続けていく必要があるからです。よって遺留分侵害額請求権は行使しないで欲しい。」とか、「私の死後、兄弟で協力してお母さんの生活の面倒をみるように。」といった内容です。法的効力はありませんが、付言事項があることによって遺言者の思いを知ることができ、相続がスムーズに進むことが期待されます。

【こんな時どうなるの？】

Case1. 遺言で長男に相続させるとしていた不動産を売却してしまった。遺言書を書き直す必要がある？

→NO! その部分については遺言を取消（撤回）したものと見なされますので遺言書の書き直しは不要です。

Case2. 自筆証書遺言を家庭裁判所の検認を受ける前にうっかり開封してしまった！無効なの？

→NO! 誤って遺言書を開封してしまった場合でも、遺言書自体の効力や相続人の資格を失うことはありません。

ただし、故意に遺言書を隠したり、破棄したり、改ざん等した場合は、相続人としての権利を失うこととなります。

Case3. 遺言に預貯金残高まで記載されているが、遺言時より残高が増えている。増えた分は遺産分割をする必要がある？

→YES! 遺言書記載の残高を超える分については未分割の遺産となり、遺産分割協議が必要となります。こういった事態を避ける為、記載するのは銀行名、支店名までに留めておきましょう。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク司法書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC 「遺言書保管制度」

